

事業者	伊達地方衛生処理組合	
対象事業	名称	仮設焼却炉整備・保管・運営事業
	種類	一般廃棄物処理施設（仮設焼却炉）
	規模	焼却能力：130t／日 程度（24h）
対象事業実施区域	伊達市霊山町石田字笹平 外地内	
適用除外条項	条例第 49 条第 4 号	
適用除外年月日	平成 26 年 5 月 27 日	
適用除外とする理由	<p>1. 本施設は、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した、本組合管内の除染廃棄物等を焼却・減容化し、中間貯蔵施設等へ搬出するまで一時保管するための施設を時限的に設置（仮設）するものであること。</p> <p>2. 伊達市、桑折町、国見町、川俣町（組合構成市町）の意向に基づき、東日本大震災の復旧のため、緊急に実施する必要があることから、組合が実施主体として除染廃棄物等の処理を実施するものであること。</p> <p>3. 本施設の設置にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施することとしている。</p>	
備考	—	